

随意契約理由

令和8年(2026年)3月31日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市 NW (Menlo 導入における境界 FW 等設定) 変更業務委託
契約内容	豊中市 NW (Menlo 導入における境界 FW 等設定) 変更業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和8年2月4日 令和8年2月4日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区大深町3番1号 ユニアデックス株式会社 関西支店
契約金額	3,169,100円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>今回行う契約は水道局・消防局で Menlo を利用するための通信が行えるように、境界 FW 等のネットワーク関連機器（以下豊中市 NW 機器）の設定変更を実施するものです。豊中市 NW 機器は、BIPROGY 株式会社関西支社が構築し、ユニアデックス株式会社（以下「同社」）へ設定変更・追加作業が移管されたものである。</p> <p>豊中市 NW 機器は、豊中市の根幹業務を支える基盤として機能している重要インフラである。</p> <p>そのため、同社以外のものに作業を実施させた場合、障害発生時の原因究明や復旧に時間を要すほか、豊中市 NW 機器の安定使用及び品質の確保に著しい支障が生じる恐れがあること、責任分界が不明確となり、障害対応におけるリスクが増大することから、随意契約を行うもの。</p>